

# 福岡市公報

令和 8 年 3 月 30 日 第7223号(別冊23)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目	次—	ページ
交 通 局		

- 福岡市高速鉄道遺失物取扱規程の一部改正（規程第15号）…………… 1
- 福岡市高速鉄道運転事故復旧規程の一部改正（訓令第 4 号）…………… 1
- 福岡市交通局電気鉄道用電気工作物保安規程の一部改正（訓令第 5 号）…………… 2
- 福岡市高速鉄道災害対策規程の一部改正（訓令第 6 号）…………… 2

## 交 通 局

福岡市高速鉄道遺失物取扱規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

### 福岡市交通事業管理規程第15号

福岡市高速鉄道遺失物取扱規程の一部を改正する規程

福岡市高速鉄道遺失物取扱規程（昭和56年福岡市交通事業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 3 号及び第 5 号中「施設車両部」を「車両・保全部」に改める。

第11条中「営業部及び」を削る。

第14条第 1 項中「営業部営業課長」を「運輸部駅務管理課長」に、「営業課長」を「駅務管理課長」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「営業課長」を「駅務管理課長」に改め、同条第 4 項中「営業課長」を「駅務管理課長」に、「営業課」を「駅務管理課」に改める。

第15条から第18条までの規定中「営業課長」を「駅務管理課長」に改める。

第19条中「営業部長」を「運輸部長」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### 福岡市交通局訓令第 4 号

福岡市高速鉄道運転事故復旧規程（昭和56年福岡市交通局訓令第 6 号）の一部を次のよ

うに改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月30日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

第3条第2号及び第3号中「施設車両部」を「車両・保全部」に改める。

第8条第1項第1号中「施設車両部」を「施設部」に改める。

第9条第2項中「営業部長及び施設車両部長」を「施設部長、計画部長及び車両・保全部長」に改める。

第18条第2項第2号を次のように改める。

(2) 安全推進班

第18条第2項第4号中「車両」を削り、同項に次の2号を加える。

(5) 計画班

(6) 車両・保全班

---

### 福岡市交通局訓令第5号

福岡市交通局電気鉄道用電気工作物保安規程（昭和54年福岡市高速鉄道建設局訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月30日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

第4条第1項第2号中「施設車両部長、施設車両部電気課長」を「所管部長、電気課長」に改め、同条第2項中「施設車両部施設課、施設車両部電気課、施設車両部姪浜保守事務所及び施設車両部橋本保守事務所」を「施設課、電気課、姪浜保守事務所及び橋本保守事務所」に改める。

第13条に次の1項を加える。

5 点検等の実施に当たっては、遠隔での情報収集、電磁的記録の確認等、デジタル技術を活用することができるものとする。

第23条中「施設車両部施設課、施設車両部電気課、施設車両部姪浜保守事務所及び施設車両部橋本保守事務所」を「施設課、電気課、姪浜保守事務所及び橋本保守事務所」に改める。

第24条中「施設車両部」を削る。

別表第1中「施設車両部長」を「所管部長」に改める。

---

### 福岡市交通局訓令第6号

福岡市高速鉄道災害対策規程（昭和56年福岡市交通局訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月30日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

別表を次のように改める。

別表



